

おのまち障がい者計画

第2期障がい児福祉計画

第6期障がい福祉計画

～やさしさふれあう福祉のまちづくりをめざして～



小野町公式イメージキャラクター

小桜ちゃん

小野町

～ 目次 ～

第1部 総論

I 計画策定の策定にあたって	3
1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	7
4 計画の推進体制	7
II 障がい者（児）をとり巻く現状	8
1 人口・世帯の動き	8
2 障がい者（児）数等	9
3 障がい者（児）福祉に関するアンケート調査の概要	16

第2部 おのまち障がい者計画

I 相談支援体制の充実	25
II 地域生活への支援	26
III 自立した生活への支援	30

第3部 第2期障がい児福祉計画・第6期障がい福祉計画

I 障害児福祉計画・障害福祉計画の背景	35
II 成果目標	37
III 活動指標（サービス等の見込み量）とその確保のための方策	45
IV 障害福祉サービス等の円滑な推進に向けて	64
V 計画の推進	66

○資料編 アンケート調査結果（別冊）

※本書では、法律用語等を除き、「障害」を「障がい」と表記しています。

第1部 総論

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 国の障害者制度改革の動向等

国では、平成 19 年に署名した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」の締結に先立ち、必要な国内法の整備を始めとする障害者施策の諸改革を進めるべきとする障がいのある方等の意見も踏まえ、「障がい者制度改革推進会議」（平成 21 年 12 月～平成 24 年 7 月）を設立し、検討が進められました。

平成 23 年 6 月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が成立し、平成 24 年 10 月に施行されています。

さらに、平成 23 年 7 月には障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれることになりました。

平成 24 年 6 月には、それまでの障害者自立支援法に代えて、新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が制定されました。同法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から難病患者が障がい者福祉の対象に含まれることになりました。

平成 25 年 6 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」が成立し、平成 28 年 4 月から施行されています。障害者差別解消法では、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害（合理的配慮の不提供）の防止が定められました。

これら一連の法整備を経て、平成 26 年 1 月には「障害者権利条約」が批准されました。

その後、障害者総合支援法施行 3 年後の見直しが行われ、平成 28 年 6 月には、「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が改正されました。この改正により、地域での生活を支える「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービス、高齢障がい者が介護保険サービスを利用する場合の利用者負担の軽減の仕組みなどが新たに設けられました（平成 30 年 4 月施行）。加えて、障がい児の多様化するニーズに対応し、計画的に支援の提供体制を整備していくため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

また、平成 28 年 7 月には、厚生労働省が「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、介護保険制度の見直しによる「共生型サービス」の創設や介護・障がいの報酬改定など、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めています。

(2) おのまち障がい者計画・第2期障がい児福祉計画・第6期障がい福祉計画の策定

こうした動きの中で、町では、国の制度改正を十分に踏まえながら、障がいのある方が安心して充実した地域生活を送ることができる社会（共生社会）の実現に向け、「おのまち障がい者計画・第5期障がい福祉計画」の見直しを行い、新たに「おのまち障がい者計画・第2期障がい児福祉計画・第6期障がい福祉計画」を策定するものです。

本計画は、「未来へ おのまち総合計画」を上位計画とし、「小野町地域福祉計画」等の関連計画との整合性の確保・計画間の連携を図り策定します。

【障がい者計画】

- 障がい者（児）施策全般にわたる基本的な事項を定める計画。長期的な基本方針を設定したもの。

【障がい児福祉計画】

- 児童福祉法に基づく実施計画。障がい児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするもの。

【障がい福祉計画】

- 障害福祉サービスに関する必要量を見込んだ実施計画。各年度における種類ごとの必要量や目標値を設定したもの。

2 計画の位置づけ

(1) おのまち障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく町の障害者計画で、障がい者のための施策に関する町の基本的な計画です。

障害者基本法の改正、障害者自立支援法から障害者総合支援法への改正、障害者虐待防止法の施行、障害者差別解消法の制定、障害者権利条約批准といった障がい者に関連する法制度が大きく動いている情勢を受け、また、他計画との整合性を確保するため、令和3年度から令和5年度の3か年にわたる計画を策定します。

(2) 第2期障がい児福祉計画・第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画は、平成28年6月に改正され平成30年4月から施行された児童福祉法第33条の20に基づき、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施について、新たに定める町の障がい児福祉計画です。

また、第6期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく町の障がい福祉計画で、両計画とも令和3年度以降3年間の計画期間中に係る成果目標、サービスの種類ごとの必要な見込量などを含む町の具体的な施策について定めています。

本計画は、おのまち障がい者計画、第2期障がい児福祉計画及び第6期障がい福祉計画を一体的に調和のとれた計画として策定します。児童福祉法及び障害者総合支援法に基づくサービスの提供体制確保の方策等は、第3部にまとめています。

【計画の位置づけ】

国

- ・ 障害者基本法
- ・ 障害者総合基本法
- ・ 児童福祉法

県

- ・ 第5次福島県障がい者計画
- ・ 第6期福島県障がい福祉計画
- ・ 第2期福島県障がい児福祉計画

小野町

未来へ
おのまち総合計画

小野町地域福祉計画

- ・ おのまち障がい者計画
- ・ 第2期障がい児福祉計画
- ・ 第6期障がい福祉計画

- ・ 小野町高齢者保健福祉計画
- ・ 第8期介護保険事業計画
- ・ 小野町子ども・子育て支援計画
- ・ 小野町健康増進計画
- ・ 小野町食育推進計画
- ・ 小野町自殺対策計画

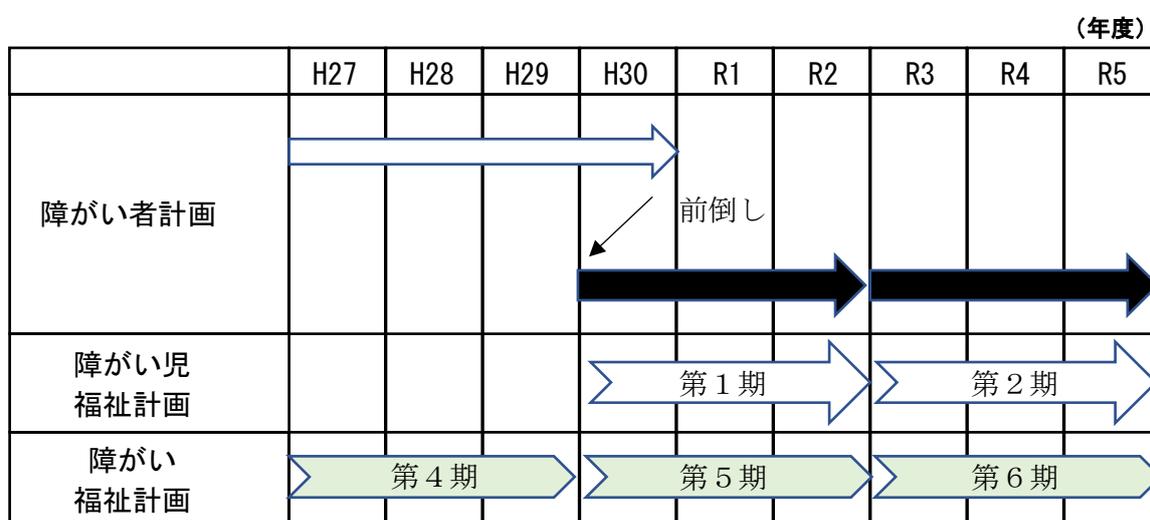
3 計画の期間

「おのまち障がい者計画・第4期障がい福祉計画」は「第四次小野町振興計画」に合わせ平成21年度を初年度としています。

「障がい者計画」は障害者施策の基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するために策定します。

また、「第2期障がい児福祉計画・第6期障がい福祉計画」は、児童福祉法、障害者総合支援法により3年ごとの計画が基本方針により定められているため、期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、国や福島県の行政動向、社会経済情勢等の変化を見極めながら、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



4 計画の推進体制

町は、本計画に定める施策の進捗状況の把握及び効果等の検証を、庁内の関係部署において定期的に行い、本計画を着実に推進します。

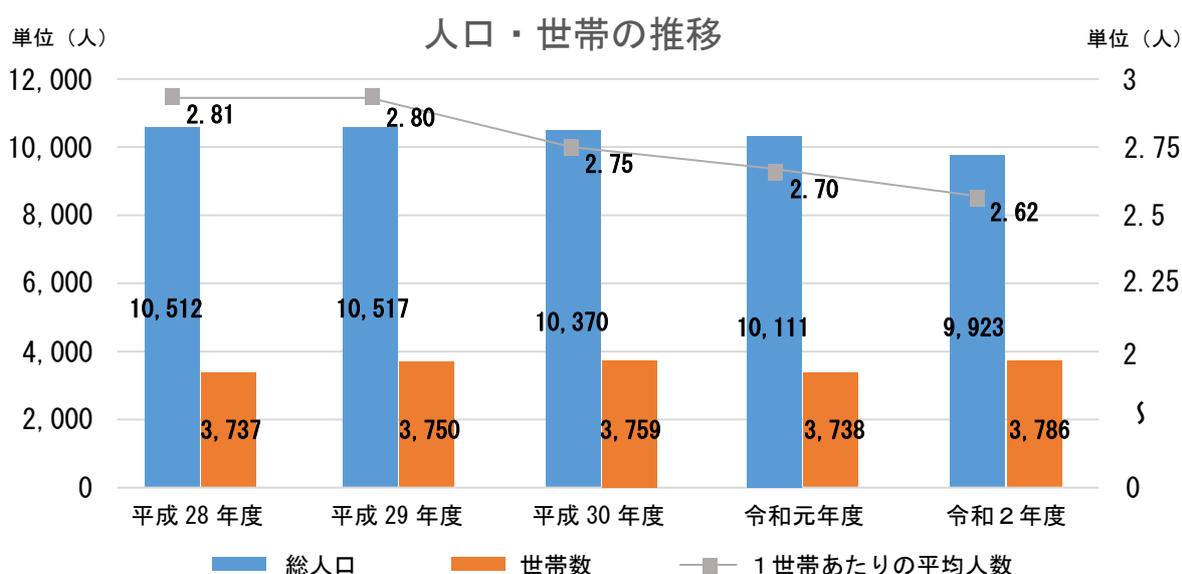
また、「おのまち障がい者計画・第2期障がい児福祉計画・第6期障がい福祉計画」については、「小野町自立支援協議会」の意見を受けるとともに、障がい者団体、事業者、関係機関等とは随時協議・意見交換等を行い、本計画の策定・見直しに反映させていきます。

Ⅱ 障がい者（児）をとり巻く現状

1 人口・世帯の推移

近年の町の総人口は年々減少しており、令和2年度は9,923人となっています。また、1世帯あたりの平均人数も、年々減少しています。

年齢構成をみると、0～14歳の総人口に占める割合は平成28年度に比べて令和2年度は0.9%減、逆に65歳以上は2.7%の増加となっています。



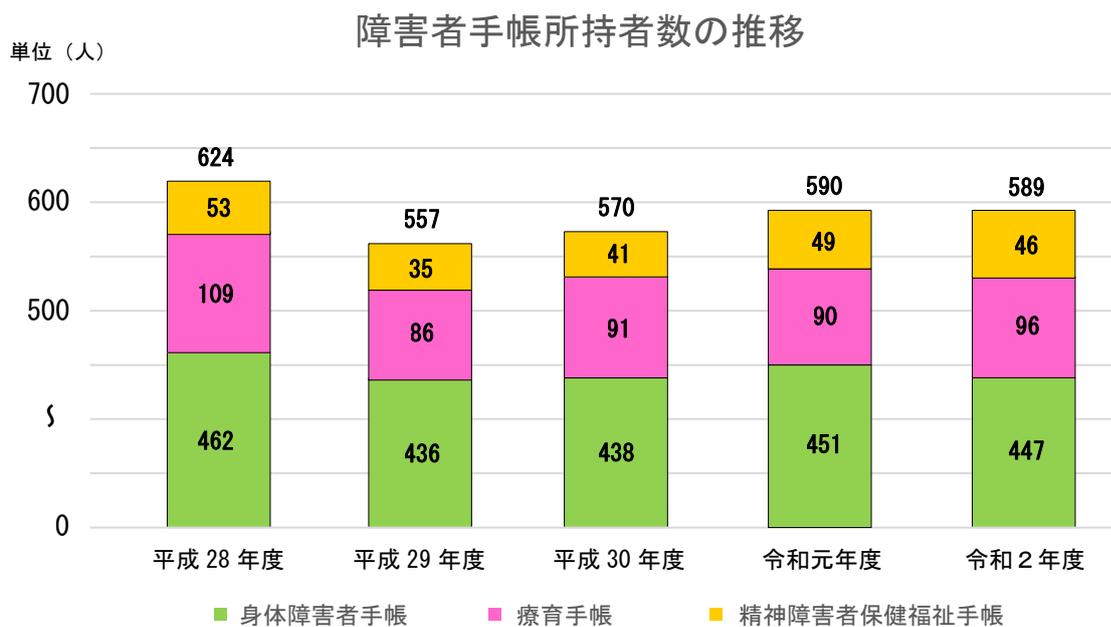
(住民基本台帳人口：年度末時点)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総人口	10,512人	10,517人	10,370人	10,111人	9,923人
0～14歳	1,176人	1,176人	1,142人	1,073人	1,024人
0～14歳の人口比率	11.2%	11.2%	11.0%	10.6%	10.3%
15～64歳	6,001人	6,010人	5,884人	5,65人	5,490人
15～64歳の人口比率	57.1%	57.1%	56.7%	56.0%	55.3%
65歳以上	3,335人	3,331人	3,344人	3,373人	3,409人
65歳以上の人口比率	31.7%	31.7%	32.2%	33.4%	34.4%
世帯数	3,737世帯	3,750世帯	3,759世帯	3,738世帯	3,786世帯
1世帯あたりの平均人数	2.81人	2.80人	2.75人	2.70人	2.62人

2 障がい者（児）数等

（1）障害者手帳所持者数

令和2年度末現在の身体障害者手帳所持者は447人、療育手帳所持者（知的障がい者）は96人、精神障害者保健福祉手帳所持者は46人となっています。障害者手帳の所持者数のうち、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が増加傾向にあります。

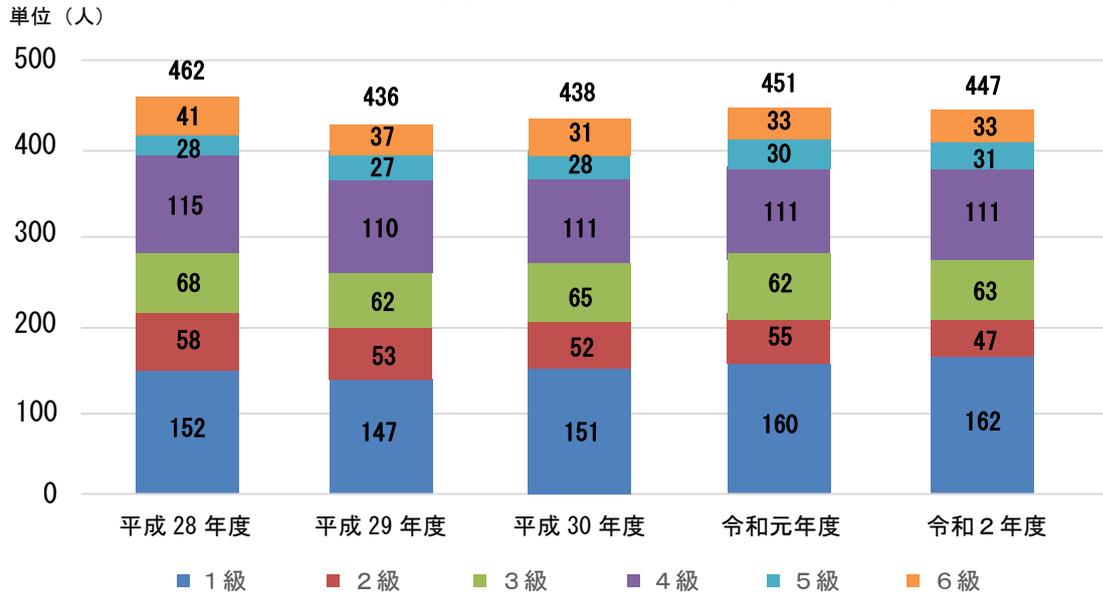


出典：小野町健康福祉課

(2) 身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数

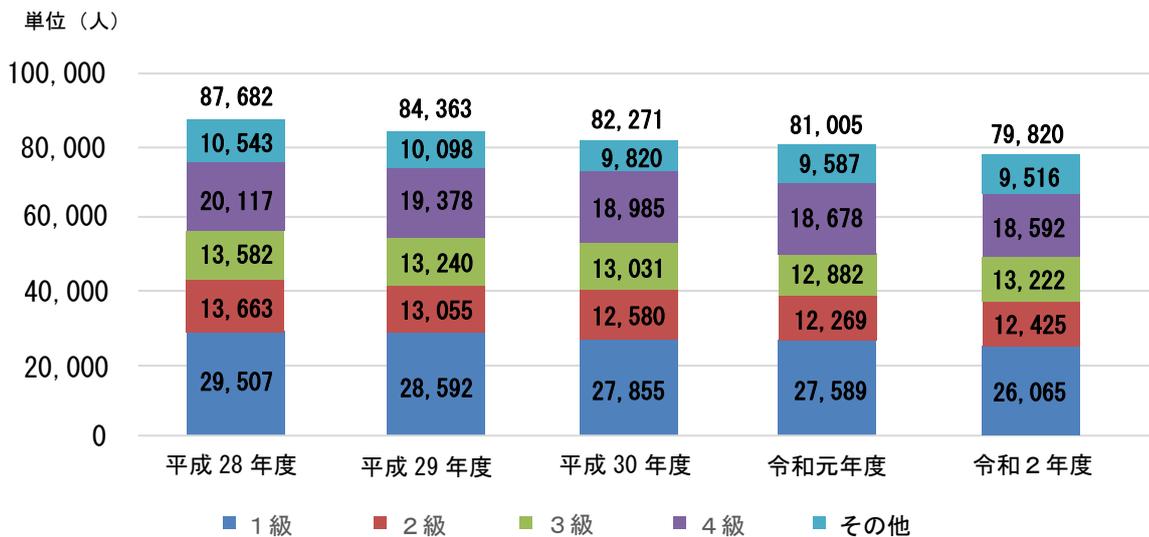
所持者数は大きな変化はなく横ばいの状況にありますが、所持者数における1級と5級の構成比率に増加傾向が見られます。

身体障害者手帳所持者の推移（小野町）



出典：小野町健康福祉課

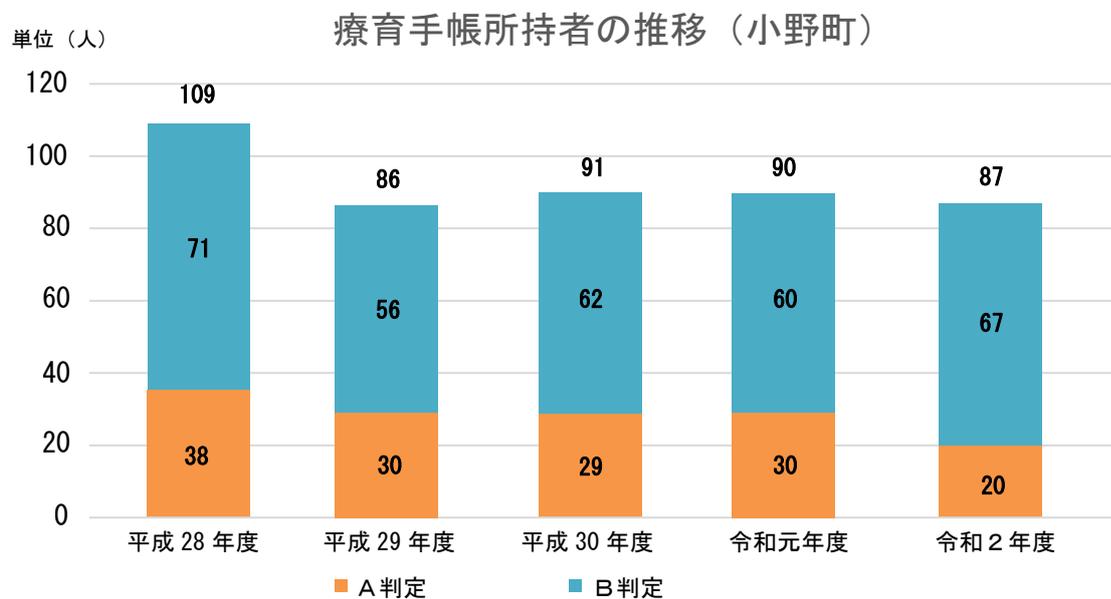
身体障害者手帳所持者の推移（県内）



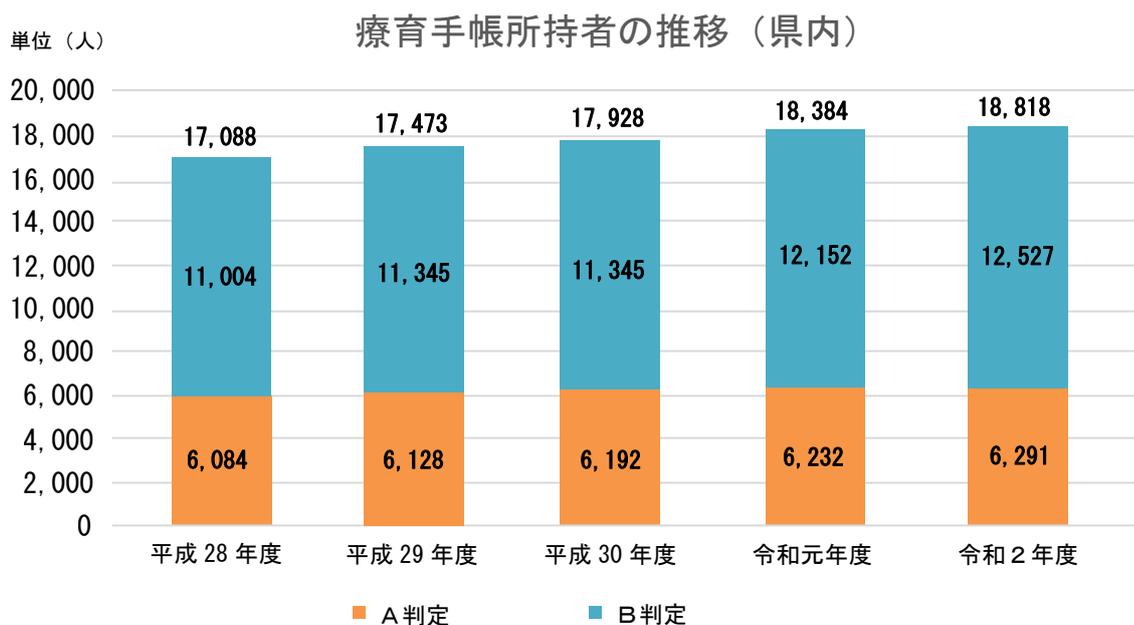
出典：福島県障がい者総合福祉センター「令和2年度業務概要」

(3) 知的障がい者（療育手帳所持者）数

等級別の構成比率の推移については、A判定は平成28年度の34.9%から令和2年度の23.0%と11.9ポイント減少しており、B判定は平成28年度の65.1%から令和2年度の77.0%と11.9ポイント増加しています。



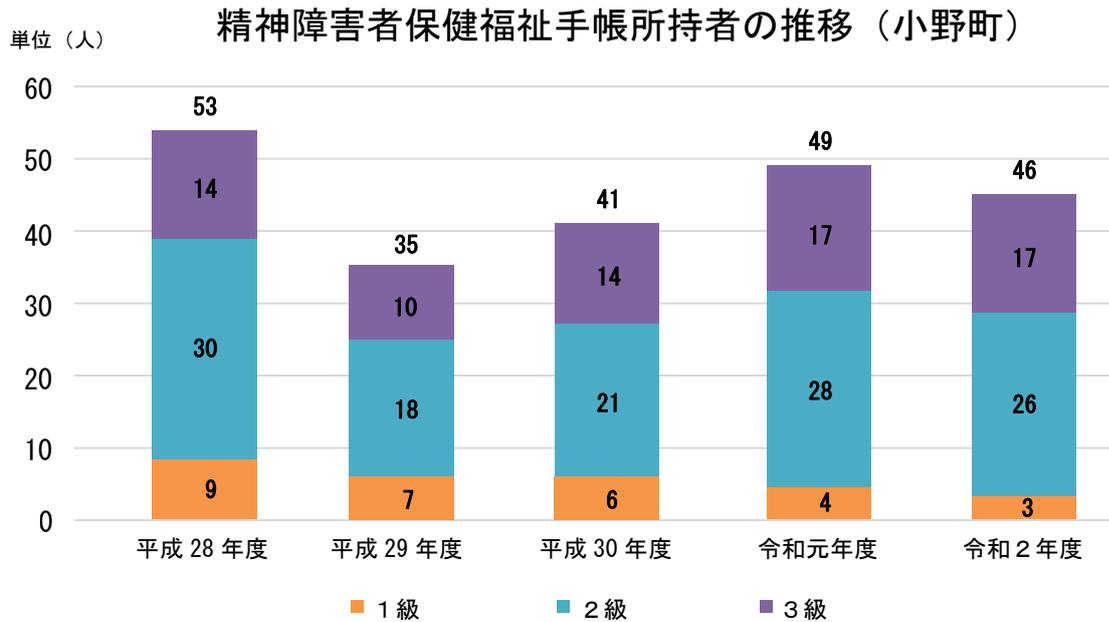
出典：小野町健康福祉課



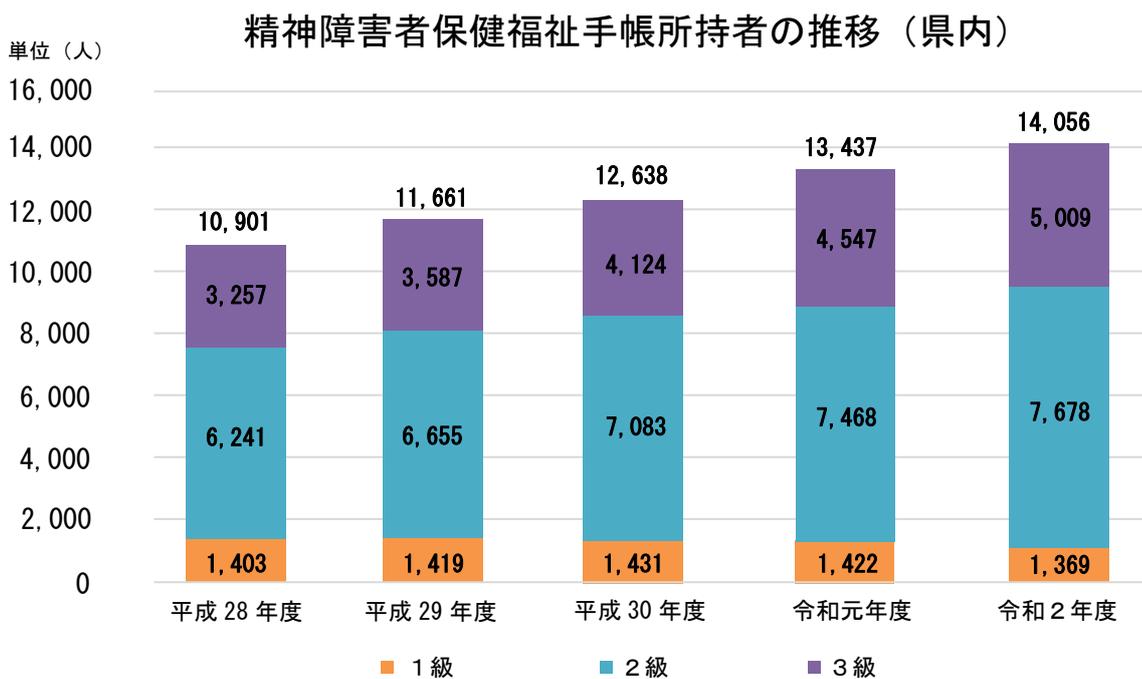
出典：福島県障がい者総合福祉センター「令和2年度業務概要」

(4) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳の交付・所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）受給者）数

自立支援医療（精神通院医療）と精神障害者保健福祉手帳を同時申請する件数が多くなっています。また、自立支援医療（精神通院医療）においては、通院が継続しない場合もあり、有効期限が切れてしまう方が多くなっています。



出典：小野町健康福祉課



出典：福島県精神保健福祉センター「令和元年度所報」

(5) 難病患者（難病医療費受給者）数等

障害者総合支援法の施行を受け、平成 25 年度から難病患者が障害福祉サービスの対象に追加されました。令和 2 年の難病患者（難病医療費受給者数）は 93 人となっています。

【難病患者（難病医療費等受給者数）の推移】 (人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
小野町	106	106	86	93	93
県中圏域	1,569	1,591	1,480	1,314	1,373

※令和 2 年 3 月 31 日現在のものです。 「県中保健福祉事務所 業務概況」

〈小児慢性特定疾病医療費助成受理件数〉

小児慢性特定疾病にかかっている児童等（18 歳未満の者。ただし、18 歳に達した時点で小児慢性特定疾病医療受給者証を有し、かつ引き続き有効な医療受給者証を有する方は満 20 歳未満まで延長可能。）について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する制度です。

平成 27 年 1 月に小児慢性特定疾病医療費助成制度の制度変更があり、対象疾病が拡大されました。

【小野町】 (件)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
小野町	8	9	9	8	8
県中圏域	111	111	111	109	107

※令和 2 年 3 月 31 日現在のものです。 「県中保健福祉事務所 業務概況」

(6) 障害福祉サービス等支給決定者数

令和元年度末現在の障害福祉サービス支給決定者数は82人（うち障がい児28人）、そのうち、令和元年度中の地域生活支援サービス支給決定者数¹は25人となっています。

【訪問系サービス】 (人)

サービス	居宅介護
実人数	9

【日中活動系サービス】 (人)

サービス	短期入所	生活介護	自立訓練	就労移行支援	就労継続支援B型	就労定着支援	療養介護
実人数	16	34	2	1	41	1	3

【居住系サービス】 (人)

サービス	共同生活援助	施設入所支援
実人数	12	19

【相談支援サービス】 (人)

サービス	計画相談支援
実人数	81

¹ 地域生活支援サービス支給決定者数とは、地域生活支援事業のうち、移動支援、日中一時支援の支給決定を受けている実人数。

【障害児通所支援等】

サービス	児童発達支援	放課後等 デイサービス	障害児 相談支援
実人数	5	23	28

【地域生活支援事業】

事業名	移動支援事業	日中一時 支援事業	訪問入浴 サービス事業
実人数	1	24	1

※表はサービスごとの実人数。サービスを複数利用している方もいます。

(7) 障害支援（程度）区分別認定者数

令和元年度末現在の障害支援区分²認定者数は56人で、区分3に認定されている人が16人と最も多くなっています。

【区分別認定者数（令和元年4月1日現在）】

区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
人数	1	6	16	12	8	13

² 障害支援区分：障がい者の方の心身の状態を総合的に表すもの。6段階あり、障がい程度の軽いものから区分1・区分2・区分3・区分4・区分5・区分6となる。市町村審査会での総合的な判定を踏まえて認定する。

3 障がい者（児）福祉に関するアンケート調査の結果概要

（1）調査の概要

①調査の目的

「おのまち障がい者計画・第2期障がい児福祉計画・第6期障がい福祉計画」を令和2年度に策定するにあたり、町内の障害者手帳所持者、自立支援医療受給者、特別児童扶養手当対象障がい児の生活実態、障害福祉サービス等の利用意向及び利用状況等を把握するための調査を実施しました。

②調査の対象・配付・回収状況

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方、自立支援医療受給者、特別児童扶養手当対象障がい児 619人

調査種別	配布数	回収数	回収率
障がい者調査	584	378	64.7%
障がい児調査	35	25	71.4%
合計	619	403	65.1%

③調査方法

郵送配付、郵送回収

④調査期間

令和2年10月2日（金）～令和2年10月16日（金）

⑤調査結果の見方

（1）調査数（n=number of cases）は比較算出の基数であり、100.0%が何人の回答に相当するかを示します。

（2）回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、単一回答形式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならない場合があります。また、回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答形式の質問においては、各設問の調査数を基数として算出するため、全ての選択肢の比率を合計すると100.0%を超えます。

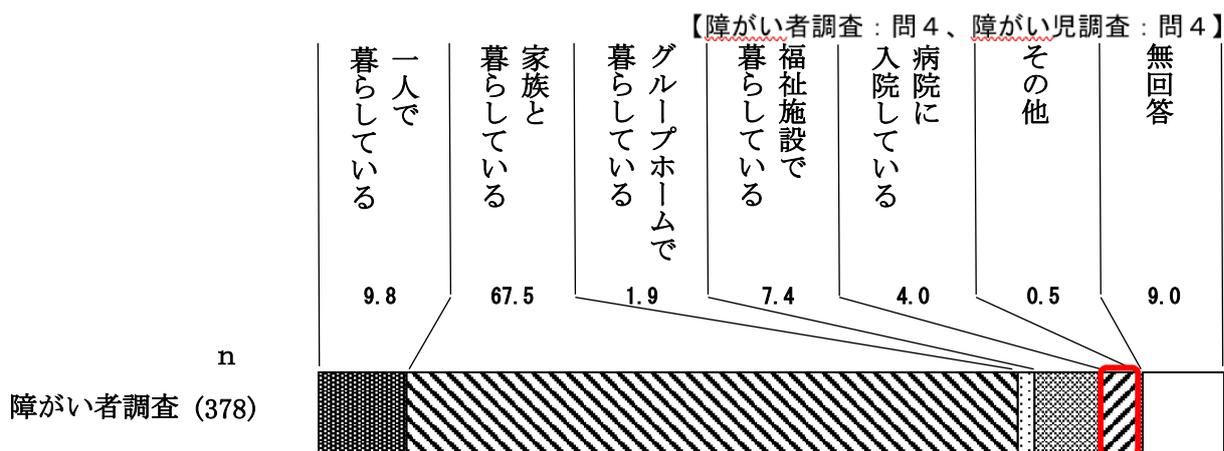
(2) 調査結果の概要

① 居住形態

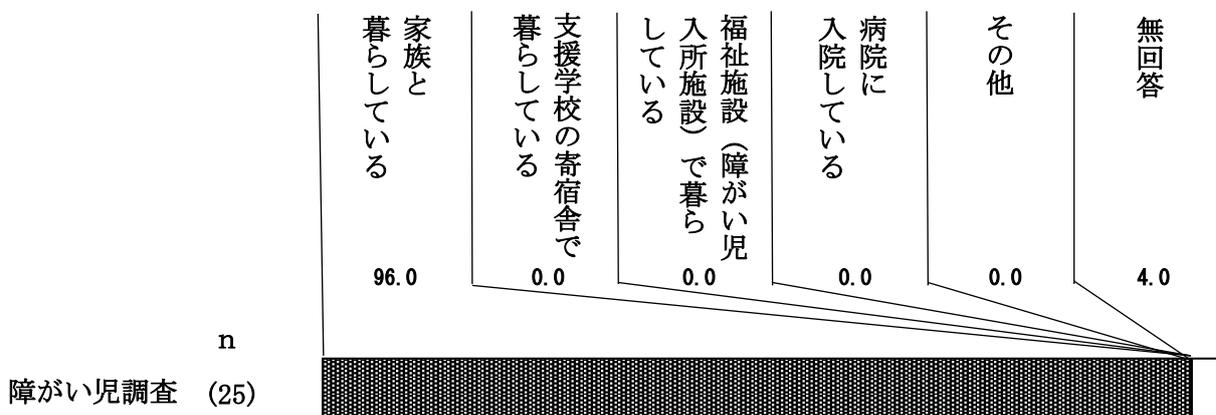
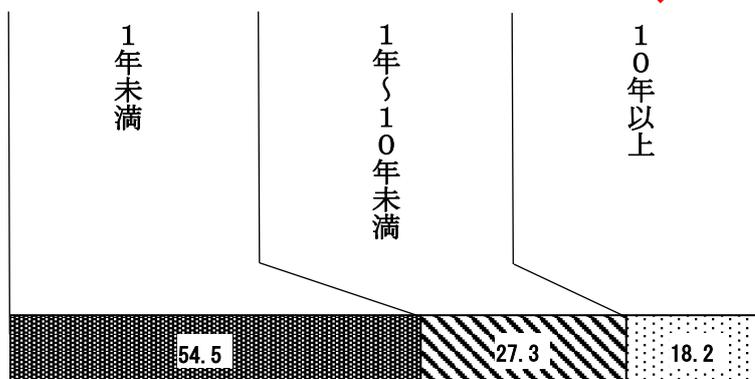
居住形態について、障がい者調査では「家族と暮らしている」が 67.5%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が 9.8%となっています。なお、「病院に入院している」と回答した方の入院期間は、「1年未満」が 54.5%、「1年～10年未満」が 27.3%、「10年以上」が 18.2%となっています。

障がい児調査では「家族と暮らしている」が9割以上を占めています。

問 あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ) ←



<病院の入院期間>



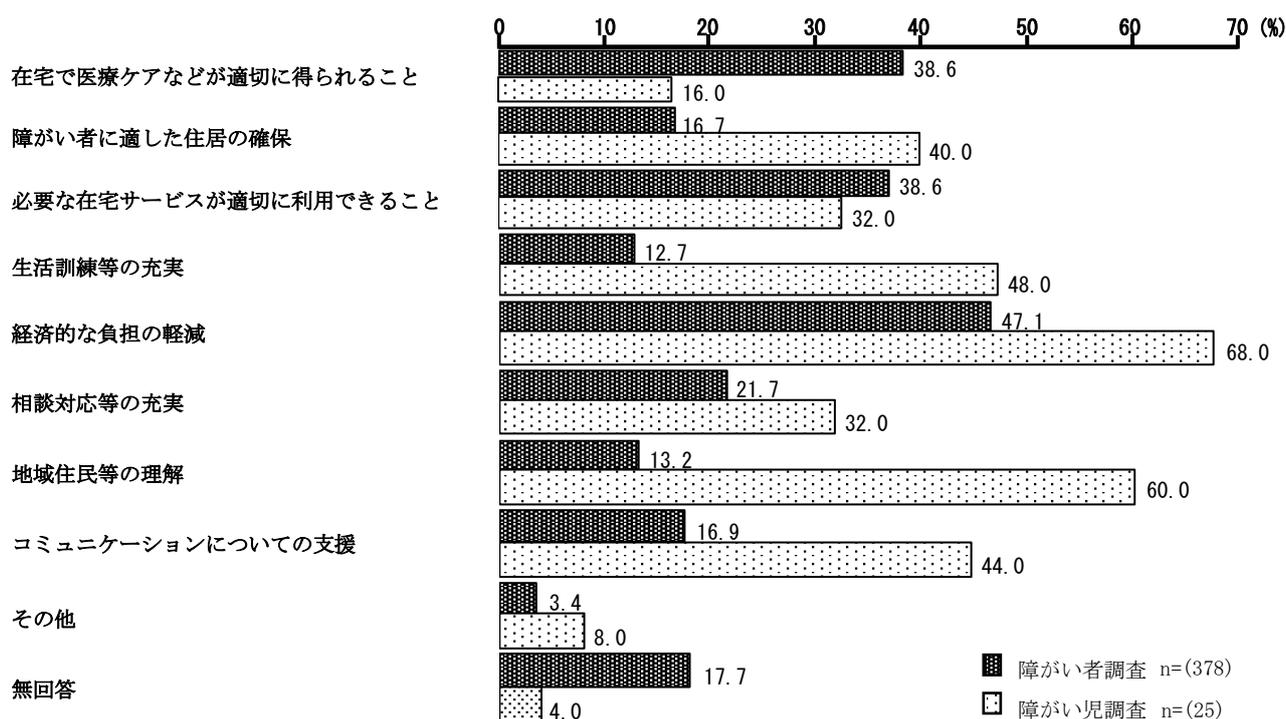
②地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援について、障がい者調査では「経済的な負担の軽減が47.1%と最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が38.6%となっています。障がい児調査では「経済的な負担の軽減」が68.0%と最も多く、次いで「地域住民等の理解」が60.0%となっています。

問 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

【障がい者調査：問 18、障がい児調査：問 24】



【障がい区分別／地域で生活するために必要な支援（障がい者調査）】（単位：人/%）

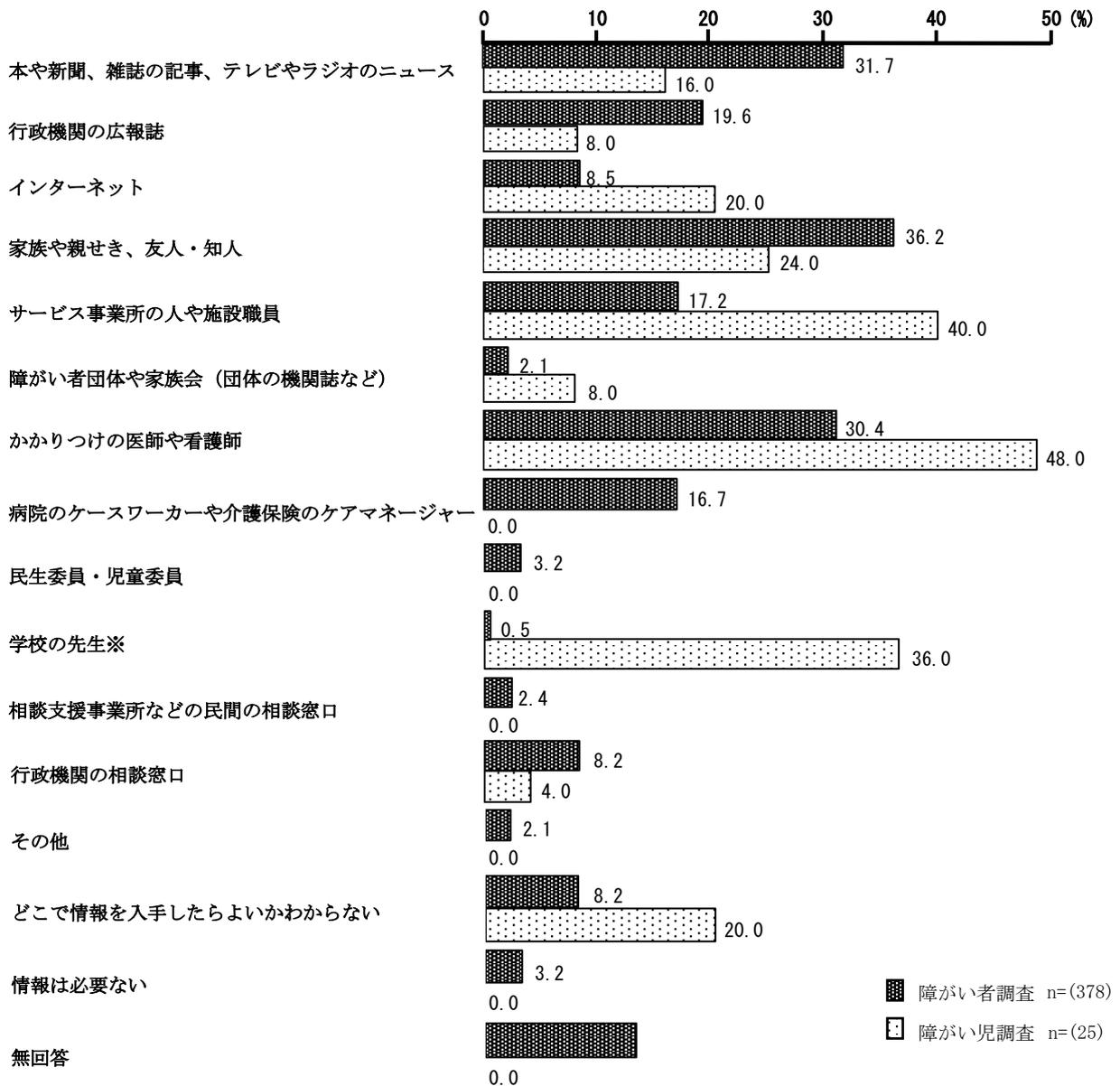
	調査数	在宅で医療ケアなどが適切に得られること	障がい者に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
身体	276	44.2	15.2	38.8	10.1	44.6	17.4	9.4	13.0	4.0	17.0
療育	42	31.0	26.2	42.9	26.2	47.6	38.1	26.2	31.0	2.4	21.4
精神	37	18.9	21.6	24.3	18.9	59.5	35.1	18.9	27.0	0.0	16.2
重複	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
手帳なし	22	18.2	9.1	22.7	9.1	59.1	22.7	22.7	18.2	4.5	22.7

障がい者調査の結果について障がい区分別にみると、すべての区分で「経済的な負担の軽減」が最も多くなっています。また、療育手帳所有者は「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(42.9%)、「相談対応等の充実」(38.1%)が多くなっています。

③福祉サービスに関する情報源

問 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

【障がい者調査：問 33、障がい児調査：問 30】



※障がい児調査では「通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生」

福祉サービスに関する情報源について、障がい者調査では「家族や親せき、友人・知人」が36.2%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.7%、「かかりつけの医師や看護師」が30.4%となっています。障がい児調査では「かかりつけの医師や看護師」が48.0%と最も多く、次いで「サービス事業所の人や施設職員」が40.0%となっています。

【障がい区分別／福祉サービスに関する情報源（障がい者調査）】

	調査数	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親せき、友人・知人	サービス事業所の人や施設職員	障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）	かかりつけの医師や看護師	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	民生委員・児童委員	学校の先生	相談支援事業所などの民間の相談窓口	行政機関の相談窓口	その他	どこで情報を入手したらよいかかわらない	情報は必要ない	無回答
身体	259	33.7	22.1	6.5	40.6	16.3	2.2	31.9	19.6	3.6	0.7	1.4	8.0	1.8	6.2	2.9	13.0
療育	34	14.3	9.5	4.8	14.3	28.6	4.8	19.0	4.8	2.4	0.0	4.8	14.3	2.4	19.0	4.8	21.4
精神	10	35.1	10.8	21.6	29.7	18.9	0.0	32.4	10.8	0.0	0.0	5.4	8.1	2.7	10.8	2.7	8.1
重複	32	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
手帳なし	42	36.4	22.7	18.2	36.4	4.5	0.0	31.8	13.6	4.5	0.0	4.5	0.0	4.5	9.1	4.5	9.1

障がい者調査の結果について障がい区分別にみると、手帳なしの方は「家族や親せき、友人・知人」「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」などが多くなっています。

また、療育手帳所有者は「サービス事業所の人や施設職員」（28.6%）、「かかりつけ医や看護師」（19.0%）、「どこで情報を入手したらよいかかわらない」（19.0%）などが多くなっています。

第2部 おのまち障がい者計画

I 相談支援体制の充実

(1) 小野町自立支援協議会及び相談支援事業所を中心とした体制整備

【現状と課題】

障がいのある方が住みなれた地域で自立した生活が送れるよう支援するためには、相談支援体制の拡充が重要となります。そのため、相談支援体制の充実とネットワーク等の仕組みづくりの推進が必要です。

【施策の方向】

障がいのある方一人ひとりのニーズに的確に対応できるよう、小野町自立支援協議会や相談支援事業所等を中心にネットワークの強化を図ります。

また、自立支援協議会についてはより専門的なケース検討等を行うとともに新たに子ども部会を立ち上げます。

(2) 情報提供と連携

【現状と課題】

アンケート調査によると、福祉サービス等に関する情報を知る手段として「家族や親戚友人・知人」が最も多く 36.2%となっています。誤った情報が伝わらないよう、町からも積極的に情報提供していくことが重要になっています。

【施策の方向】

交付された手帳ごとに受けることができるサービスが異なるため、手帳ごとのしおりを手帳交付時等の際に活用していきます。また、地域の方と接することの多い民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの関係機関に対して福祉サービス等について情報提供し、多くの方がサービスにつながるよう連携していきます。

また、広報紙・ウェブサイトなどにより積極的に情報提供を図っていきます。

Ⅱ 地域生活への支援

(1) 障がい児支援と社会活動の推進

【現状と課題】

幼児教育施設、小・中学校において支援が必要な子どもたちが多くなっています。障がいのある子どもたちが、自分らしくのびのびと生活できるように、それぞれの個性に合った支援をしていくことが大切です。

町の幼児教育施設や小・中学校での特別支援教育など、ライフステージに合った支援を地域全体で実践していく必要があります。

【施策の方向】

〈障がいの早期発見・健康相談等の支援〉

①障がいの早期発見・相談の充実

乳幼児健診及び相談の結果、経過観察を必要とする子どもたちの保護者等に対し、小児専門医による「こころの相談」や「子どもの相談室」を開催し、個別相談、子どもの発達支援、子育て支援等の継続した支援を推進します。

また、相談や意見交換ができる育児支援の場として「すくすく発達教室」（発達支援教室）を開催しています。障がいのある子どもたちを一時預かる民間の日中一時支援事業所も開所しました。さらに、障がいのある子どもたちの保護者が主体となっている「こまちっ子サロン」が定期的に意見交換やワークショップ等を行うなど積極的な活動を行っています。

引き続き各事業の充実を図るとともに、関係機関への支援を行っていきます。また、医療・教育等の関係機関と連携しながら適切な医療機関への受診や福祉相談等の調整を図り、子育てしやすい環境をつくっていきます。

②関係機関の連携による体制整備

自立支援協議会をはじめ、小野町特別支援教育推進連絡協議会、要保護児童対策地域協議会等と連携し、それぞれの分野においてさらに質のよいサービス等を受けられるよう、協力体制を強化していきます。

また、各関係機関で常に情報共有を行い、切れ目のない支援ができる体制を整備していきます。

③地域交流などによる社会活動の充実

「すずらんサークル」（小野町精神保健社会復帰相談支援事業（デイケア））などの社会参加の一步となるような交流の場を提供します。いつでも、誰でも参加できる体制を整備し、積極的な周知を行っていきます。

また、精神保健福祉ボランティアの育成を推進し、住民の障がいへの理解を深め、地域全体で障がいのある方を支えていくことのできる体制を推進します。

（2）雇用や就労の推進

【現状と課題】

令和元年度の障がい者の職業紹介状況（厚生労働省）によると、就職件数は全国で平成30年度に比べ0.8%増加しています。また、就職率については、46.2%と前年度より2.2%減少しています。

障がいのある方が就労することは障がい者の社会参加を意味します。就労の場を提供するだけでなく、能力に応じた賃金の向上についての積極的な取り組みが課題となっています。

【施策の方向】

〈啓発・相談〉

ハローワークや福祉関係施設等と連携し、障がい者雇用に関する啓発に努めます。また、「障害者就職面接会」の周知等を行い積極的に就労の機会を提供します。

〈ネットワークづくり〉

特別支援学校卒業見込みの方の就労に向けて、早い段階から学校、町、相談支援事業所等が連携し、協議の機会・場を増やしていけるよう努めます。また、自立支援協議会を活用し、情報交換やケース会議を開催していきます。

(3) スポーツ・レクリエーション活動の充実

【現状と課題】

障がい者総合体育大会の開催・参加支援に取り組んでいます。

スポーツ・レクリエーション活動を通して地域交流・相互理解が深められるような環境づくりが必要です。

【施策の方向】

障がい者の社会参加や自立、相互理解などを図るため、スポーツ・レクリエーション活動の充実と普及・啓発を促進します。

【施策】

- ①障がい者スポーツ大会への参加を支援します。
- ②町内運動施設のバリアフリー化などの環境づくりの推進を図ります。
- ③スポーツ・レクリエーション活動の普及・啓発に努めます。
- ④障がい者がスポーツに親しむ機会を提供するスポーツ団体の育成・支援のほか、施設の整備・充実を図ります。

(4) 成年後見制度の利用促進

住み慣れた地域で最後まで暮らすために、町民一人ひとりの人権を尊重しともに認め合うことのできる地域を目指します。

自分らしい生活を送るうえで、精神障がい・知的障がい等により意思決定を十分に主張することができない方の「権利擁護」や「意思決定支援」を行うため成年後見制度の利用を促進します。

【現状と課題】

当町でも、人口減少が加速し家族の在り方や地域コミュニティの在り方が課題となる中で成年後見制度の利用を必要としながら利用できていない精神障がい者、知的障がい者が多いと考えられます。

成年後見制度の必要性は、今後高まることが予測されます。このような現状と課題を解決するためにニーズの把握、広報、支援等体制整備が重要となります。

○精神障がい者数 43人 ○知的障がい者数 96人（令和2年12月31日時点）

【施策目標】

成年後見制度を必要とする方が、自分らしい生活を守るため制度利用ができるよう権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

ネットワークの役割は次のとおりです。

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

【施策方針】

地域連携ネットワーク構築のためには「中核機関」の整備・運営が重要となります。地域連携ネットワークおよび中核機関の具体的な機能と方針は次のとおりです。

①広報啓発機能

広報啓発を行うことで、制度理解を深め権利擁護が必要な方の早期発見につながります。

②相談機能

権利擁護に関する支援が必要な場合に関係者の相談に応じ、ニーズの把握、情報の収集を行い、必要な体制整備の支援に取り組みます。

③成年後見制度利用促進及び後見人支援機能

受任者調整、法人後見、市民後見人の育成を行います。

【助成制度の在り方】

小野町成年後見制度利用支援事業実施要綱による適正な助成を行い、社会情勢に合わせて利用できるよう支援拡充を検討します。

Ⅲ 自立した生活への支援

(1) 障害福祉サービスの推進

数値目標等については「第3部 第2期障がい児計画・第6期障がい福祉計画」に示します。

【現状と課題】

現在、当町には障がいのある方のための日中活動系のサービス事業所が4箇所ありますが、居宅介護などの訪問系サービス事業所や入所施設などの居住系サービス、療育を受けられる児童通所支援事業所はないため、希望通りに利用できないこともあります。

必要とするサービスを受けるために、町外の事業所を頼らざるを得ないことが多く、施設利用について市町村間での情報共有が課題となっています。

【施策の方向】

自立支援給付サービスは訪問系・日中活動系・居住系に区分され、それぞれ様々なサービスがあります。これらのサービスを身近な地域で利用又は確保できるよう今後もサービスの基盤づくりを進めていきます。特にグループホームや短期入所については、空き状況を確認・調整し、ニーズに合ったサービスをタイムリーに提供できるよう努めていきます。

(2) 安全・安心な生活環境づくり

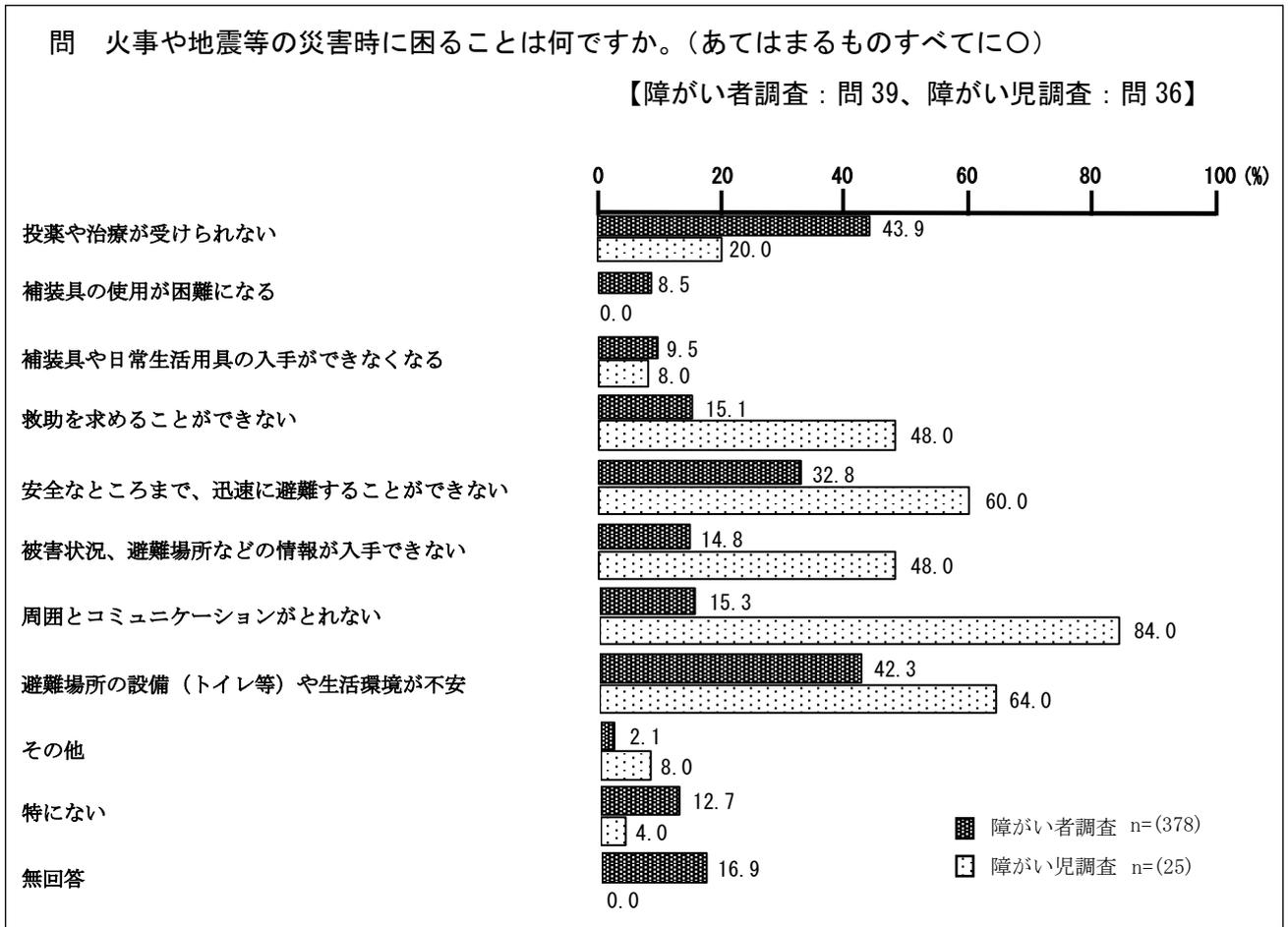
【現状と課題】

町全体として見ると、施設のユニバーサルデザイン化³が進んでいない状況です。住み慣れた地域で暮らしていくためには、まずは生活環境を変えていくことが大切です。

また、災害等が発生した際に、災害予防や対策について体制の整備又は充実が必要となっています。

³ 年齢、障がい、能力などを問わずに利用できるデザインにすること。

【災害時に困ること】



【障がい区分別／災害時に困ること（障がい者調査）】

	調査数	投薬や治療が受けられない	補装具の使用が困難になる	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	救助を求めることができない	安全なところまで、迅速に避難することができない	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	周囲とコミュニケーションがとれない	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	その他	特にない	無回答
身体	276	44.6	9.1	9.8	13.8	34.1	11.6	9.8	42.0	1.4	13.4	18.1
療育	42	28.6	7.1	9.5	28.6	40.5	28.6	35.7	50.0	2.4	11.9	19.0
精神	37	48.6	2.7	8.1	13.5	21.6	21.6	35.1	40.5	5.4	8.1	10.8
重複	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100	0.0	0.0	100	0.0	0.0	0.0
手帳なし	22	59.1	13.6	9.1	9.1	22.7	18.2	13.6	31.8	4.5	13.6	9.1

【施策の方向】

〈居住環境の整備〉

公共施設等の改修時に合わせて、ユニバーサルデザイン化を進めていきます。また、地域生活支援事業の住宅改修事業の活用促進を図ります。

〈生活環境の整備〉

町では、様々な災害からの安全を確保するため「小野町地域防災計画」に基づき災害予防対策を推進しています。

また、避難行動要支援者名簿の整備をしていますが、今後は個別計画の策定を進めるとともに社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、支援体制の強化を図っていきます。

第3部 第2期障がい児福祉計画・第6期障がい福祉計画

I 障害児福祉計画・障害福祉計画の背景

1 障害者総合支援法・児童福祉法の改正

平成 25 年 4 月、障害者自立支援法に代わる新たな法として、「障害者総合支援法」が施行されました。同法では、施行後 3 年をめぐりとして、障害福祉サービスのあり方等について検討するとされていたことから、国の社会保障審議会障害者部会における検討結果等に基づき、平成 28 年 5 月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立しました。

平成 30 年 4 月から施行された同改正法では、障がい者の望む地域生活を支援するための新たなサービスとして、「自立生活援助」や「就労定着支援」の新設が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が行われました。加えて、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るとして、「居宅訪問型児童発達支援」の新設や「保育所等訪問支援」の支援対象の拡大が行われるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、市町村においても「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられました。

町は、一連の制度改正に的確に対応し、障がい者や障がい児が自分らしく地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく福祉サービスのほか、必要となる施策の充実や環境の整備を図っていきます。

2 計画の理念

(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援による共生社会の実現

障がいのある方の日常生活又は社会生活を営むための支援を行う上で障がいのある方が必要とする障害福祉サービス等の提供にあたっては、本人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮することで、障がいのある人が自らの生き方を主体的に決定し、地域の人とともにいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指します。

(2) 地域生活を支えるサービス等の提供体制の整備

福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行を促進し、障がいのある方の地域生活での安心した生活の継続や経済的自立を実現するため、生活支援や就労支援等を行う事業所や関係機関の連携による支援体制の構築を目指すとともに、地域生活において障がいのある方が必要とするサービス等の提供体制の整備を図ります。

(3) 障がい児の健やかな成長のための支援体制の整備

障がい児の健やかな成長を支援するため、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等について関係機関の連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した効果的な支援体制の構築を目指すとともに、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の充実を図ります。

(4) 災害時の障がいのある方等に対する福祉体制の強化

「小野町地域防災計画」には、町が避難所として指定する施設は、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていることを原則としています。避難所となる施設の多目的トイレ等の設備やスロープ等の段差解消設備について設置できるよう体制の整備に努めていきます。

また、介助・援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境整備に努めます。

福祉避難所として小野町デイサービスセンターが指定されています。災害時にさまざまな医療ケアが受けられるよう医療機関と連携するとともに、専門的人材の確保ができるよう、受け入れ体制を構築していきます。

Ⅱ 成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がいのある方（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、そのうえで、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

(1) 第5期計画の成果目標に対する実績状況

①福祉施設から地域生活への移行

【第5期計画における町の目標値】

令和2年度末の地域生活への移行見込数（目標値）を1人とする。

福祉施設からの地域移行者については、令和元年末時点で0人となっており、令和2年度末までにおいても0人の見込みとなっています。

【実績：平成29年度以降の福祉施設から地域生活への移行者数】

	令和元年度末時点	令和2年度【目標値】
平成29年度以降の地域移行者数	0人	0人
移行割合	0%	0%

②施設入所者数の削減

【第5期計画における町の目標値】

令和2年度末の入所者削減見込数（目標値）を1人とする。

施設入所者数については、基準となる平成25年度末時点の16人から令和元年度実績では19人で3人増となっており、現段階では目標値の達成は難しいと考えられます。

【実績：第5期計画の成果目標における現状】

	令和元年度末	令和2年度末【目標値】
施設入所者数	18人	19人
削減人数	0人	0人
削減割合	0%	0%

(2) 第6期計画の成果目標

①福祉施設から地域への移行

町における令和元年度末の施設入所者数は19人となっています。現在の入所者の状況を踏まえ、「令和元年度末時点における施設入所者の6%以上を令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本とする」という国の基本指針に則して、令和5年度末における地域移行者の見込（目標値）を1人と設定します。

【第6期計画における成果目標】

目標値	移行の割合	説明
1人	5.3%	令和5年度末時点における福祉施設から地域生活への移行者数

②施設入所者数の削減

現在の入所者の状況を踏まえ、1.6%以上削減とする国の基本指針に則して、令和5年度末における削減の見込み（目標値）を1人と設定します。

【第6期計画における成果目標】

入所者予定数	目標値	削減の割合	説明
18人	1人	5.3%	令和5年度末時点における施設入所者の（削減後）人数

2 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を定めます。

(1) 第5期計画の成果目標に対する実績状況

①福祉施設から一般就労への移行者数

【第5期計画における町の目標値】

令和2年度末の一般就労移行者数（目標値）を1人とする。

令和2年度末の一般就労への移行者数は0人の見込みとなっています。

②就労移行支援の利用者数の増加

【第5期計画における目標値】

令和2年度末の就労移行支援の利用者数（目標値）を1人とする。

現在、1名が就労移行支援事業を利用しています。

③就労移行支援事業所の就労移行率の向上

【第5期計画における目標値】

町内に事業所がないため、実績やニーズ等を把握し検討する。

就労移行支援事業所は現在、町内にはなく、利用したい方がいる場合には近隣自治体の事業所を利用しています。

(2) 第6期計画の成果目標

①福祉施設から一般就労への移行者数

令和元年度の一般就労への移行者数は、町では0人となっております。

国の基本指針では、「令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを基本とする。」となっておりますが、実績が0人であるため、令和5年度末時点における福祉施設から一般就労への移行者の目標値は0人と設定します。

【第6期計画における成果目標（基準値：0人）】

目標値	基準値に対する割合	説明
0人	-	令和5年度中に福祉施設を退所し一般就労へ移行する予定者数

①-1 就労移行支援から一般就労への移行者数

令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行者数は、町では0人となっております。

国の基本指針では、「令和5年度中に就労移行支援の利用者の一般就労への移行実績数を令和元年度実績の1.30倍以上にすることを基本とする。」となっておりますが、実績が0人であるため、令和5年度末時点における就労移行支援から一般就労への移行者の目標値は0人と設定します。

【第6期計画における成果目標（基準値：0人）】

目標値	基準値に対する割合	説明
0人	-	令和5年度中に就労移行支援を退所し一般就労へ移行する予定者数

①-2 就労継続支援A型から一般就労への移行者数

令和元年度の就労継続支援A型から一般就労への移行者数は、町では0人となっております。

国の基本指針では、「令和5年度中に就労継続支援A型の利用者の一般就労への移行実績数を令和元年度実績の1.26倍以上にすることを基本とする。」となっておりますが、実績が0人であるため、令和5年度末時点における就労継続支援A型から一般就労への移行者の目標値は0人と設定します。

【第6期計画における成果目標（基準値：0人）】

目標値	基準値に対する割合	説明
0人	-	令和5年度中に就労継続支援A型を退所し一般就労へ移行する予定者数

①-3 就労継続支援B型から一般就労への移行者数

令和元年度の就労継続支援B型から一般就労への移行者数は、町では0人となっております。

国の基本指針では、「令和5年度中に就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行実績数を令和元年度実績の1.23倍以上にすることを基本とする。」となっておりますが、実績が0人であるため、令和5年度末時点における就労継続支援B型から一般就労への移行者の目標値は0人と設定します。

【第6期計画における成果目標（基準値：0人）】

目標値	基準値に対する割合	説明
0人	-	令和5年度中に就労継続支援B型を退所し一般就労へ移行する予定者数

②就労移行支援の利用者による一般就労後の就労定着支援利用割合

町における令和元年度末の就労移行支援から一般就労後の就労定着支援の利用者は1人（基準値）となっております。「令和5年度末における就労移行支援事業を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目指す」という国の基本指針に則して、令和5年度末における就労定着支援の利用者見込（目標値）を1人と設定します。

【第6期計画における成果目標（基準値：1人）】

目標値	基準値に対する割合	説明
1人	7割以上	令和5年度末における就労移行支援の利用者数

③就労定着支援事業所の就労移行率の向上

国の基本指針では「就労移行率8割以上の就労移行支援事業所を、令和5年度末までに全体の7割以上とすることを目指す」とあります。しかし、町内には事業所がないため、実績や実情を加味して設定していきます。

【第6期計画における就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の成果目標】

目標値	説明
-	町内に事業所がないため、実績やニーズ等を把握し検討。

3 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児においては、保健、医療、保育、教育、就労支援等とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるため、「未来へ おのまち 総合計画」やその他関連する計画との整合を図りながら、地域における支援体制の構築等について目標を定めます。

(1) 第2期障がい児福祉計画の成果目標

①児童発達支援センターの設置

発達障がい児等の療育の充実が重要となっておりますが、令和2年度末の設置状況は未設置の見込みとなります。

【第2期障がい児福祉計画における成果目標】

町単独での設置は困難なため、令和5年度末までにすでに設置している近隣自治体と連携して利用できるよう検討する。

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

障がい児が地域の保育所等において、障がいの特性に応じた保育・教育が受けられるようにするため、町の実情に合った成果目標を設置します。

【第2期障がい児福祉計画における成果目標】

保育所等訪問支援事業所の設置について、令和5年度末までの整備は県中圏域で1箇所の設置を検討する。町では、教育・医療・相談支援事業所との連携を図る。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

事業所におけるサービスの質の向上や重症心身障がい児の地域における療育の場を確保します。

【第2期障がい児福祉計画における成果目標】

町内に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスなどを整備するのは、現状では困難な状況である。利用する際は近隣自治体の事業所を利用することになるため、情報の共有、関係機関との連携を図る。

④医療的ケア児支援の協議の場の設置

NICU（新生児集中治療室）等に長期間入院した後、人工呼吸器の使用や、たんの吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が全国的に増加しており、これらの児童に対しては、病院退院後は、関係機関との連携のもと、障害福祉サービスに加え、保育、教育での適切な支援が必要となっています。

そのため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について、国の指針に則して次のとおり成果目標として定めます。

【第2期障がい児福祉計画における成果目標】

令和5年度末までに、医療的ケア児支援の協議の場を県中圏域での設置を検討する。また、令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を検討する。

4 相談支援体制の充実・強化等

市町村は、地域における相談支援の中核的な役割を担う存在として、基幹相談支援センターを設置できるとされていますが、その設置は、平成29年4月時点で18市町村に留まっています。また、基幹相談支援センターと指定特定相談支援事業所、委託相談支援事業所、主として制度の狭間や複合的な課題を抱えた人などに対する包括的な支援を担う中核地域生活支援センターとの役割が、地域の中で明確に分担されていないなどの課題があります。このような状況を踏まえて、基幹相談支援センターを中心とした支援機関の連携による包括的な相談支援の体制を整える必要があります。

(1) 第6期計画の成果目標

国の指針として、次の機能が求められています。

- ①障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援お実施の見込みの設定、及び、地域の相談支援体制の整備
- ②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ③地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ④地域の相談機関との連携強化

第6期計画では、これらの機能を地域全体で充足させるため、必要なサービス事業者の参入や既存の社会的資源の活用を視野に入れ、目標を設定します。

【第6期計画における成果目標】

相談支援事業者との困難事例に関する検討会議の開催を検討する。

5 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

近年の福祉サービスの多様化に伴い、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、利用者が真に必要なサービスの提供を行うために、障害福祉サービス等の質の向上を図る必要があります。

(1) 第6期計画の成果目標

障害者総合支援法の理念や具体的内容を理解するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者が必要な障害福祉サービスを利用できるようにするために目標を設定します。

【第6期計画における成果目標】

①県が実施する障害福祉サービス等に係る研修会への参加

目標値	説明
2人/年	町内の職員の参加人数。

②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

目標値	説明
1件/年	審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数。

③指導監査結果の関係市町村との共有

目標値	説明
1回/年	県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数。

Ⅲ 活動指標(サービス等の見込量)とその確保のための方策

1 訪問系サービス

(1) サービスの概要

名称	説明
居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯等の家事などのサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者が対象となります。自宅での入浴、排せつ、食事等の介護や調理、洗濯等の家事及び外出時の移動中の介護などを総合的に行うサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ・食事等の援護、その他必要な支援(代筆・代読含む)を行います。
行動援護	常時介護を必要とする重度の知的障がい者や精神障がい者が対象となります。危険を回避するために必要な支援や、外出時の移動中の介護などのサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がい者等で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。居宅介護や短期入所などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

(2) 現状と見込みの考え方

訪問系サービスの利用実績は、居宅介護利用者が増えたことにより、平成28年度に大幅に増加しています。

第5期計画の実績を基に、令和3年度以降の見込量を設定します。

(3) 第5期計画の実績(見込量⁴・実績)、第6期計画の見込量

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護	人/月	実績	9	9	8
		見込量	12	15	15
・重度障害者等 包括支援	時間/月	実績	171.5	189	231
		見込量	132	165	165

(見込量)

R3	R4	R5
9	9	10
231	231	265

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

⁴ 第5期計画において需要が見込まれると計上した数値。

(4) 見込量確保のための方策

福祉施設から地域生活への移行や障がい者の地域生活を支えるうえで、訪問系サービスが中心的役割を担うと考えられるため、サービス提供体制の確保に努めます。

現在の利用状況は居宅介護、行動援護のみとなっています。他サービスの利用については、サービス内容等について家族等の理解が必要です。サービス内容などについて広報紙・ウェブサイト等を用いて周知していきます。

2 日中活動系サービス

(1) サービスの概要

名称	説明
短期入所	介護者が病気の場合などの理由により、障害者支援施設等へ短期間の入所が必要な障がい者を対象に、入浴、排せつ、食事等の介護などのサービスを提供します。障害者支援施設等において実施できる福祉型短期入所と病院等において実施できる医療型短期入所があります。
生活介護	常時介護が必要な障がい者で、障害支援区分3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、又は年齢が50歳以上で、障害支援区分2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の場合に対象となります。施設において、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援や、創作的活動や生産活動の機会の提供などのサービスを提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、自立訓練（機能訓練）事業所への通所や利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。
自立訓練 （生活訓練）	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい者、精神障がい者が対象となります。自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、自立訓練（生活訓練）事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等のサービスを提供します。

名 称	説 明
就労移行支援	一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がい者が対象となります。定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着に必要な訓練、指導等のサービスを提供します。
就労継続支援 (A型)	企業等での雇用が困難な場合で、就労継続支援事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者が対象となります。一般就労に向け、必要な知識や能力の向上のために必要な指導、訓練等のサービスを提供します。
就労継続支援 (B型)	企業等での就労経験があっても年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がい者や、就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方、就労継続支援(B型)の利用が適切と判断された障がい者、50歳以上の障がい者、その他一般就労等が困難な障がい者が対象となります。雇用契約は締結しないで、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者に対して、就労に伴う生活面の課題について、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や、障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等のサービスを提供します。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を要する場合に対象となります。主に昼間、病院その他の施設などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上のサービスを提供します。

(2) 現状と見込みの考え方

日中活動系サービスの利用実績は増加傾向にあり、特に就労継続支援(B型)、生活介護、短期入所については、見込みより大幅に増加しています。

第5期計画の実績、利用者ニーズ等を基に、令和3年度以降の見込量を設定します。

(3) 第5期計画の実績(見込量・実績)、第6期計画の見込量
(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹	(見込量)		
						R3	R4	R5
生活介護	人* ₂	実績	34	34	33	33	33	33
		見込量	37	38	38			
	人日* ₃	実績	783	783	728	728	728	728
		見込量	762	770	770			
自立訓練 (機能訓練)	人	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
	人日	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	人	実績	0	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1			
	人日	実績	0	22	22	22	22	22
		見込量	22	22	22			
就労移行支援	人	実績	3	1	0	1	1	1
		見込量	1	2	2			
	人日	実績	69	23	0	22	22	22
		見込量	22	44	44			
就労継続支援 (A型)	人	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	1	2	1			
	人日	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	22	22	22			
就労継続支援 (B型)	人	実績	39	41	42	43	44	45
		見込量	35	36	37			
	人日	実績	897	943	924	998	1,078	1,164
		見込量	765	775	780			
就労定着支援	人	実績	0	1	1	1	1	1
		見込量	0	0	0			
療養介護	人	実績	3	3	3	3	3	3
		見込量	2	2	2			
短期入所 (福祉型) ※児童除く	人	実績	21	16	16	16	16	16
		見込量	13	14	14			
	人日	実績	268	210	210	210	210	210
		見込量	215	215	215			

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
短期入所 (医療型) ※児童除く	人* ²	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
	人日 * ³	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0

(見込量)

R3	R4	R5
0	0	0
0	0	0

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

*² 1月あたりの人数

*³ 利用者数×1か月あたりのサービス利用日数

(4) 見込量確保のための方策

就労継続支援（B型）、生活介護は町内に事業所がありますが、他のサービスはいずれも町外の事業所を利用せざるを得ない状況にあります。町内・外の事業所と密に連携し、多くの方がサービスを利用できるよう努めていきます。

3 居住系サービス

(1) サービスの概要

名称	説明
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた障がい者や、家族から独立し単身生活を希望する障がい者が対象となります。 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	地域で共同生活を希望する障がい者が対象となります。 主に夜間、共同生活住居において、相談や入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。
施設入所支援	生活介護又は自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、日中活動とあわせて主に夜間、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。

(2) 現状と見込みの考え方

共同生活援助の利用実績は減少傾向にあります。グループホームの空きがないことも数値に反映されていると考えられます。第5期計画の実績と利用者ニーズ等を基に、令和3年度以降の見込量を設定します。

施設入所支援については、成果目標に掲げている地域移行者数を基に、令和3年度以降の見込量を設定します。

(3) 第5期計画の実績(見込量・実績)、第6期計画の見込量

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
自立生活援助	人* ²	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
共同生活援助	人	実績	12	12	12
		見込量	13	13	14
施設入所支援	人	実績	18	19	19
		見込量	17	17	18

(見込量)

R3	R4	R5
0	0	0
12	12	12
19	19	18

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

*² 1月あたりの人数

(4) 見込量確保のための方策

地域生活への移行促進のため、適切なケアマネジメントにより、入所を必要とする方の待機状態の解消に努めます。

町内に事業所がないため、サービス事業者に対して事業への参入を働きかけるとともに、サービスが継続的に提供されるよう事業者との連携を図ります。

4 相談支援サービス

(1) サービスの概要

名称	説明
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するために、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。
地域相談支援 (地域移行支援)	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスを提供します。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅でかつ単身等の状況で生活する障がい者に対して、当該障がい者との常時の連絡の取れる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談や見守りその他の便宜を供与するサービスを提供します。

(2) 現状と見込みの考え方

計画相談支援については、支給決定者数の増加に伴い、利用実績も年々増加しています。

第5期計画の実績を基に、令和3年度以降の見込量を設定します。

(3) 第5期計画の実績(見込量・実績)、第6期計画の見込量

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
計画相談支援	人	実績	79	81	80
		見込量	72	73	74
地域相談支援 (地域移行支援)	人	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
地域相談支援 (地域定着支援)	人	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0

(見込)

R3	R4	R5
80	80	80
0	0	0
0	0	0

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

*² 1月あたりの人数

(4) 見込量確保のための方策

利用者のニーズに対応するため、サービス事業者と連携を図り、心身の状況、社会活動や介護者・居住等の状況、サービスの利用意向、訓練・就労に関する評価などを適切に把握できる人材の育成を図ります。

地域移行支援・地域定着支援は、施設入所者数を削減するための方法として重要なサービスです。まずは、地域の方々の理解が必要となるため、理解促進に努めます。

5 地域生活支援事業

(1) 事業の概要

名 称	説 明
理解促進研修・啓発事業	「障害者週間」啓発のためのポスター掲示や、福祉サービス事業所の授産品販売、障がい福祉に関する講演会、講座等の実施により、障がい者への意識や理解の向上を図る事業です。
自発的活動支援事業	障がい者団体やボランティア団体の活動など、自発的な取り組みに対し支援を行う事業です。
<p>相談支援事業</p> <p>障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する事業です。</p>	
障害者相談支援事業	<p>基幹相談支援センター</p> <p>相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関です。</p>
	<p>住宅入居等支援事業</p> <p>一般住宅に入居する際に家主へ受け入れに関する相談や助言を行い、入居に必要な調整を行う事業です。※町では実施していません。</p>
成年後見制度利用支援事業	自己の判断において障害福祉サービスを利用することが困難な知的障がい者又は精神障がい者に対し、申し立てに要する経費や後見人の報酬の一部助成を行う事業です。
成年後見制度法人後見支援事業	<p>成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する事業です。</p> <p>※町では実施していません。</p>
意思疎通支援事業	手話通訳者及び要約筆記者の派遣、町の窓口への手話通訳者の設置などの事業を実施し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	日常生活用具の給付を行う事業です。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成し、障がい者の自立生活及び社会参加を促す事業です。

名 称	説 明
移動支援事業	社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促す事業です。
<p>地域活動支援センター機能強化事業</p> <p>地域活動支援センターでは、利用者へ創作的活動の提供または生産活動の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業（基礎的事業）を実施するとともに、以下に示す機能強化事業のいずれかを実施する事業です。※町では実施していません。</p>	
I 型	専門職員（社会福祉士や精神保健福祉士など）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成などを行う事業です。
II 型	機能訓練、社会適応訓練又は入浴等のサービスを実施する事業です。
III 型	地域の障がい者団体等が通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている地域活動支援センターにおいて、創作的活動の提供または生産活動の提供などを実施する事業です。

名 称	説 明
<p>その他事業</p>	
訪問入浴事業	家庭において自力又は家族の協力があっても入浴が困難な障がい者（児）に対し、入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを行う事業です。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、また、障がい者（児）を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）等のために支援を行う事業です。
自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車免許取得・自動車改造に要した費用の一部を助成する事業です。

(2) 現状と見込みの考え方

第5期計画の実績とともに、障害者差別解消法、障がい者等のニーズなどを基に、第6期計画の見込量を設定します。

(3) 第5期計画の実績(見込量・実績)、第6期計画の見込量

①理解促進研修・啓発事業

(実績)

区分		第5期実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
理解促進研修・ 啓発事業	実施 有無	実績	-	有	-
		見込量	-	-	-

(見込)

R3	R4	R5
0	0	0

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

②自発的活動支援事業

(実績)

区分		第5期実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
自発的活動支援 事業	実施 有無	実績	-	-	-
		見込量	-	-	-

(見込)

R3	R4	R5
0	0	0

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

③相談支援事業

(実績)

区分	第5期実績 見込量		H30	R1	R2* ¹
基幹相談支援セ ンター等 機能強化事業	設置 有無	実績	-	-	-
		見込量	-	-	-
住宅入居等支援 事業	設置 有無	実績	-	-	-
		見込量	-	-	-

(見込)

R3	R4	R5
1	1	1
0	0	0

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

④成年後見制度利用支援事業

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
成年後見制度 利用支援事業	人	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0

(見込)

R3	R4	R5
-	-	-

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

⑤成年後見制度法人後見支援事業

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
成年後見制度法 人後見支援事業	実施 有無	実績	0	0	0
		見込量	-	-	-

(見込)

R3	R4	R5
1	1	1

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

⑥意思疎通支援事業

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	派遣 件数	実績	0	0	0
		見込量	1	1	1
手話通訳者設置 事業	設置 人数	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0

(見込)

R3	R4	R5
1	1	1
0	0	0

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

⑦日常生活用具給付等事業

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
介護訓練支援用具	給付 件数	実績	1	1	4
		見込量	0	1	1
自立生活支援用具	給付 件数	実績	0	0	0
		見込量	1	1	1
在宅療養等支援用具	給付 件数	実績	0	0	0
		見込量	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付 件数	実績	1	0	0
		見込量	0	1	1
排せつ管理支援用具	給付 件数	実績	246	260	270
		見込量	320	324	324
住宅改修費	給付 件数	実績	1	1	0
		見込量	0	0	1

(見込)

R3	R4	R5
1	1	1
1	1	1
1	1	1
1	1	1
276	276	288
1	1	1

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

⑧手話奉仕員養成研修事業

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
手話奉仕員養成 研修事業	研修修 了人数	実績	0	0	10
		見込量	0	0	0

(見込)

R3	R4	R5
0	0	0

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

⑨移動支援事業

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
移動支援事業	利用 人数/ 年	実績	0	0	0
		見込量	2	2	2
	利用 時間/ 年	実績	0	0	0
		見込量	5	5	5

(見込)

R3	R4	R5
0	0	0
0	0	0

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

⑩地域活動支援センター機能強化事業

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
機能強化事業	実施 有無		-	-	-
		見込量	-	-	-
	I型	実施 有無	-	-	-
		見込量	-	-	-
	II型	実施 有無	-	-	-
		見込量	-	-	-
III型	実施 有無	-	-	-	
	見込量	-	-	-	

(見込)

R3	R4	R5
-	-	-
0	0	0
0	0	0
0	0	0

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

⑪その他事業

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
訪問入浴事業	人* ²	実績	1	1	1
		見込量	2	2	3
日中一時支援事業	人	実績	27	25	27
		見込量	20	22	25
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	実績	1	0	0
		見込量	0	0	1

(見込)

R3	R4	R5
1	1	1
28	28	28
0	0	1

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

*² 1年あたりの人数

(4) 見込量確保のための方策

①理解促進研修・啓発事業

有識者による講演会や障がい者等と実際にふれあうイベント等、多くの町民が参加できるような形態により、障がい者等に対する理解を促します。

また、障がい別の接し方を解説したパンフレットの配布や障がい者に関するマークの紹介等、障がい者等に対する普及・啓発を目的とした広報活動を実施します。

②自発的活動支援事業

障がい者本人、家族等が行う自主的活動に対して、制度等の情報提供や活動場所の提供などの支援を行います。

③相談支援事業

相談機関等の連携強化のための体制を整備していきます。

また、相談機関等の案内周知に努め、相談者が適切な機関で相談が受けられるよう支援を行います。

④成年後見制度利用支援事業

ニーズの把握に努めるとともに、相談支援事業などを通じて周知と利用促進に努めます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

生活実態やニーズを踏まえ、事業実施にむけた検討をしていきます。

また、町内で法人後見の事業所が立ち上げられるよう、体制整備に努めていきます。

⑥意思疎通支援事業

利用拡大に向けて、広報紙・ウェブサイト等で周知していきます。

⑦日常生活用具給付等事業

利用希望者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。

また、事業のさらなる充実のため、情報収集やニーズの把握を行い、必要に応じて給付できる用具を増やすことも検討していきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

ニーズの把握を行うとともに、事業実施に向けた検討を行います。

⑨移動支援事業

利用人数が少ないため、事業の周知を行っていきます。

さらに、移動支援事業を活用した社会参加できる機会の確保を図ります。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

障がい者が地域で創作的活動や生産活動、社会との交流を図るために必要なことから、生活実態やニーズを把握して事業実施に向けて検討していきます。

⑪その他事業

日中一時支援事業は、平成 29 年 9 月に町内に民間の事業所が開所しました。町内の事業所を中心として、障がい児支援の充実が図れるよう事業所と連携していきます。

訪問入浴サービスや自動車運転免許取得・改造助成事業は、利用者が少なくなっているため広報紙・ウェブサイト等により周知を行っていきます。

6 障害児通所支援等

(1) サービスの概要

名 称	説 明
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	上・下肢又は体幹の障がいのある未就学の児童に、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育園・幼稚園・小学校等に通う障がい児について、その施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的支援等を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
福祉型障害児入所施設	障がい児が入所を通じて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能を身に付ける施設です。
医療型障害児入所施設	障がい児が入所を通じて、治療を含めた保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識を学んだり、技能を身に付けたりする施設です。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用するために、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障害児支援利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、障害児支援利用計画を見直します。
医療的ケア児調整コーディネーター	医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、医療的ケア児等の支援を総合的に調整するサービスです。

(2) 現状と見込みの考え方

障害児通所支援の利用実績は、年々増加しています。放課後等デイサービスについては、平成28年度から見込量を大幅に上回っています。要因としては、近隣自治体利用者の増加や一人当たりの利用日数の増加等が挙げられます。

第5期計画の実績を基に、令和3年度以降の見込量を設定します。

(3) 第5期計画の実績(見込量・実績)、第2期障がい児計画の見込量

(実績)

区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹
児童発達支援	人* ₂	実績	6	5	6
		見込量	5	7	7
	人日* ₃	実績	76	50	51
		見込量	50	70	70
医療型児童発達支援	人	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
	人日	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
放課後等デイサービス	人	実績	23	23	27
		見込量	18	21	24
	人日	実績	269	253	295
		見込量	216	252	288
保育所等訪問支援	人	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
	人日	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
	人日	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
医療型障害児入所施設	人	実績	0	0	0
		見込量	0	0	0
障害児相談支援	人	実績	29	28	33
		見込量	23	24	25

(見込)

R3	R4	R5
6	6	6
50	50	50
0	0	0
0	0	0
27	28	29
306	318	330
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0
0	0	0



区分		第5期 実績 見込量	H30	R1	R2* ¹	R3	R4	R5
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
保育所の利用を必要とする障がい児数	人	実績	4	4	4	4	0	0
		見込量	4	4	3			
	人日	実績	88	88	88	88	0	0
		見込量	88	88	66			

認定こども園の利用を必要とする障がい児数	人	実績	0	0	0	0	4	4
		見込量	0	0	0			
	人日	実績	0	0	0	0	88	88
		見込量	0	0	0			
放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	人	実績	-	-	-	0	0	0
		見込量	-	-	-			
	人日	実績	-	-	-	0	0	0
		見込量	-	-	-			
短期入所（医療型）※児童のみ	人	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
	人日	実績	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
短期入所（福祉型）※児童のみ	人	実績	1	1	1	0	0	0
		見込量	1	1	1			
	人日	実績	10	10	10	0	0	0
		見込量	10	10	10			

*¹ 令和2年度の実績欄は令和2年9月時点の見込量を掲載

*² 1月あたりの人数

*³ 利用者数×1か月あたりのサービス利用日数

（4）見込量確保のための方策

① 児童発達支援・放課後等デイサービス

関係機関と連携し、保育所や放課後児童健全育成事業等において、障がい児やその保護者の利用ニーズに応じた受け入れ体制の整備を推進します。

また、町内の日中一時支援事業所の放課後等デイサービス移行について事業所間と連携し、実施を検討していきます。

②保育所等訪問支援

県中圏域での設置に向け検討していきます。

③障害児相談支援

ニーズが高まっているため、より専門的な相談支援ができるよう事業所と連携し、支援内容の充実を図ります。

また、県が開催する研修等への参加を積極的に促します。

IV 障害福祉サービス等の円滑な推進に向けて

1 虐待の防止

(1) 体制の整備と周知

障がいのある人に対する虐待の未然の防止や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応等に取り組むため、関係機関との連携による効果的な体制の整備を強化します。また、町民や事業者に対して「障害者虐待防止法」の趣旨や内容を周知します。

(2) 緊急時の対応

虐待を受けた障がいのある人等の保護及び自立支援を図るため、一時保護の場所を確保できるよう、関係事業所と密に連携していきます。

2 障害者差別解消の推進

(1) 町職員への周知・啓発

平成 28 年 4 月 1 日から「障害者差別解消法」が施行されました。それに合わせて、「小野町における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」や「対応サポートブック」を策定しました。町職員一人ひとりが意識して取り組むことができるよう、サポートブックの配布等で周知していきます。

(2) 啓発活動の実施

合理的な配慮について理解するために、パンフレットを活用した啓発活動を実施します。また、障害福祉施設の授産製品販売などの様々な機会を通じて相互理解のための取り組みを実施します。

3 就労支援と雇用促進

(1) 障がい者雇用に関する周知・啓発

事業者における障がい者の雇用の促進等に関する法律の改正により障がい者雇用率の達成を図ることとなっています。ハローワークや障害者就業・生活支援センター等と連携し、事業者に対して障がい者雇用の促進について周知・啓発を行います。

(2) 就労支援体制の活用

障がい者の就労移行や就労継続などの課題解決を図るため、ハローワークや障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、事業者、医療機関等とのネットワークの構築に努めていきます。

4 事業所における利用者の安全確保に向けた取り組み

(1) 地域に開かれた施設となる取り組みに対する支援

災害などの緊急時において、事業所だけではなく地域住民との関わりを通じて利用者の安全を確保できるよう、地域住民との良好な関係を構築できるよう支援するとともに、避難行動要支援者名簿等を活用し、地域におけるつながりの強化を図ります。

V 計画の推進

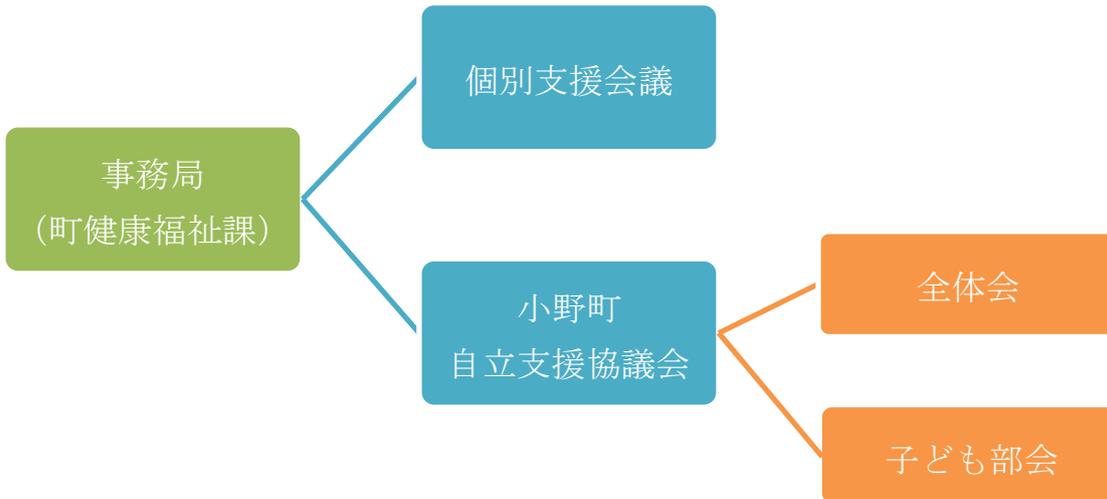
1 推進体制

(1) 小野町自立支援協議会

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定により、小野町自立支援協議会を設置しています。

この協議会は、行政や民間の関係機関などが連携し、地域で暮らす障がい者への支援体制の課題などの情報共有や地域の実情に合った体制整備を推進するためのネットワークの中心となるものです。今後もさらなる連携を図ります。

小野町自立支援協議会の流れ



(2) 国、県、近隣市町村との連携

障がい福祉の施策は、国や県の制度に基づき行われる事業がほとんどです。そのため、国や県の動向に注視しつつ関係機関と密接な連携をし、事業の推進を図ります。

また、この計画に掲げた福祉サービス内容については、町単独では困難なものも含まれています。そのため、県中圏域 3 市 6 町 2 村（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）で構成する「県中障がい福祉圏域」において、充実したサービスが提供されるよう支援体制を整えることが必要となっているため、連絡会等を通して意見交換や連携強化に努めていきます。



(3) 推進体制の充実

障がい福祉の充実のためには、企業、NPO 法人やボランティアなどの組織・団体や個人、町民の方々と協働して取り組んでいく必要があります。

町民や各種組織・団体と協力し、障がいのある方のニーズに合わせて国・県と連携を図りながら計画事業を実施します。

(4) 計画の進行管理体制

計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策の実施を確実なものにするために、PDCA サイクルに基づく計画の進行管理を行っていきます。また、小野町自立支援協議会において計画の分析・評価を行い、必要があると認める場合には計画の変更や事業の見直しを行います。

また、障がい者団体や関係機関との意見交換を実施し、計画に照らし合わせた現状の把握に努めます。

